

貯金規定 新旧対照表（北海道版）

(改 正 後)	(改 正 前)
<p>自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）</p> <p>1～10. 省略</p> <p>11.（中間利息定期貯金） (1) 中間利息定期貯金の利息については、<u>第4条</u>の規定を準用します。 (2) 省略 (3) 中間利息定期貯金の証書を発行した場合には、この貯金の継続にあたり、<u>第4条</u>第2項第2号の Bの規定にかかわらず、中間利息定期貯金の元利金は合計しません。</p> <p>12. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>(令和4年11月4日現在)</u></p>	<p>自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）</p> <p>1～10. 省略</p> <p>11.（中間利息定期貯金） (1) 中間利息定期貯金の利息については、<u>第3条</u>の規定を準用します。 (2) 省略 (3) 中間利息定期貯金の証書を発行した場合には、この貯金の継続にあたり、<u>第3条</u>第2項第2号の Bの規定にかかわらず、中間利息定期貯金の元利金は合計しません。</p> <p>12. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>(令和4年4月1日現在)</u></p>